

1 目指す社会

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。

次代を担う子どもが、夢や希望を持ち、心豊かにたくましく育っていくことは、いつの時代においても変わることのない社会全体の願いです。

このような中、国のこども大綱が掲げる『「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～』の実現を目指すとともに、本プランでは、結婚や出産の希望がかない、安心して子どもを産み育てることができるよう、「いしかわ子ども総合条例」に基づき、「将来にわたり、子どもの元気な声がこだまし、活気あふれるふるさと石川の創造」及び「安心して子どもを産み育てることができる環境の充実」を目指します。

国のこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」（抜粋）

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

<具体的内容>

- 全てのこども・若者が、保護者や社会に支えられ、次のことができる社会
 - 心身ともに健やかに成長できる
 - 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしく生活ができる
 - 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
 - 自らの意見を持つための支援を受け、意見を表明し、社会に参画できる
 - 不安や悩みを抱えたりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり乗り越えたりすることができる
 - 働くこと、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる 等
- 20～30代を中心とする若い世代が、次のことができる社会
 - それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる
 - 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる 等
- 「こどもまんなか社会」の実現で、こども・若者が、
 - 自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる
 - こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながる
 - 未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める 等

▶ 全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まる



2 基本目標

目指す社会の実現に向け、本プランの基本目標を次のとおり掲げます。

次代を担う子どもが、心豊かにたくましく育ち、自立した大人に成長するとともに、結婚や出産の希望がかない、安心して子どもを生み育てていくための支援の充実

目標の実現に当たっては、全ての子どもが権利の主体であることの理解を高めるとともに、子どもが健やかに生まれ育ち、自立した若者に成長し、家庭を築き、親として子育てをするというライフステージの各段階に応じた支援を切れ目なく行うことが大切です。

そこで、本プランでは「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」といったライフステージごとの施策の柱と、各ライフステージにわたる「働き方」及び「子どもの権利擁護」における施策の柱を立て、子どもや子育てに関する一貫した施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

さらに、本県に未曾有の大災害をもたらした、令和6年能登半島地震・奥能登豪雨に関し、石川県創造的復興プラン等に基づき、早期の復旧・復興に着実に取り組んでいきます。

〈ライフステージごとの施策の柱〉

結婚

① 結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実

妊娠
出産

② 出産の希望がかない、安心して子どもを生み育てるための母子の健康の確保及び増進

子育て

③ 全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備

④ 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備

⑤ 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実

〈各ライフステージにわたる施策の柱〉

働き方

⑥ 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

子どもの
権利擁護

⑦ 子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有

〈令和6年能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧・復興〉

創造的復興プラン等に掲げられた主な子ども関連施策の着実な実行

3 基本的視点

計画の推進に当たっては、次の3つの視点に立ち、施策を展開します。

(1) 子どもを権利の主体として尊重し、「子どもの最善の利益」を第一に考える

施策の推進に当たっては、子どもを多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように、子どもを全ての施策の中心に据えます。

また、家庭環境や障害の有無等にかかわらず、全ての子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

(2) 結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージの進展に応じた「切れ目のない支援」

結婚や出産は個人の生き方や価値観に関わるもので、個人の自由な選択に委ねられるべきものですが、結婚や出産の希望がかなえられていない現状もあることから、その希望がかなえられ、安心して子どもを産み育てることのできる社会を実現するため、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージの進展に応じた切れ目のない支援を行います。

(3) 「社会全体」で子どもの育ちや子育て家庭を支える

子育ての一義的な責任は父母などの保護者にありますが、核家族化の進行、地域におけるつながりの希薄化などにより、かつては家庭や地域が担っていた子育てを支援する機能や、子どもの健やかな育ちを支える機能が低下し、家庭のみで子育てをすることが困難となっていることから、社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を温かく見守り、支える仕組みや環境の整備を行います。

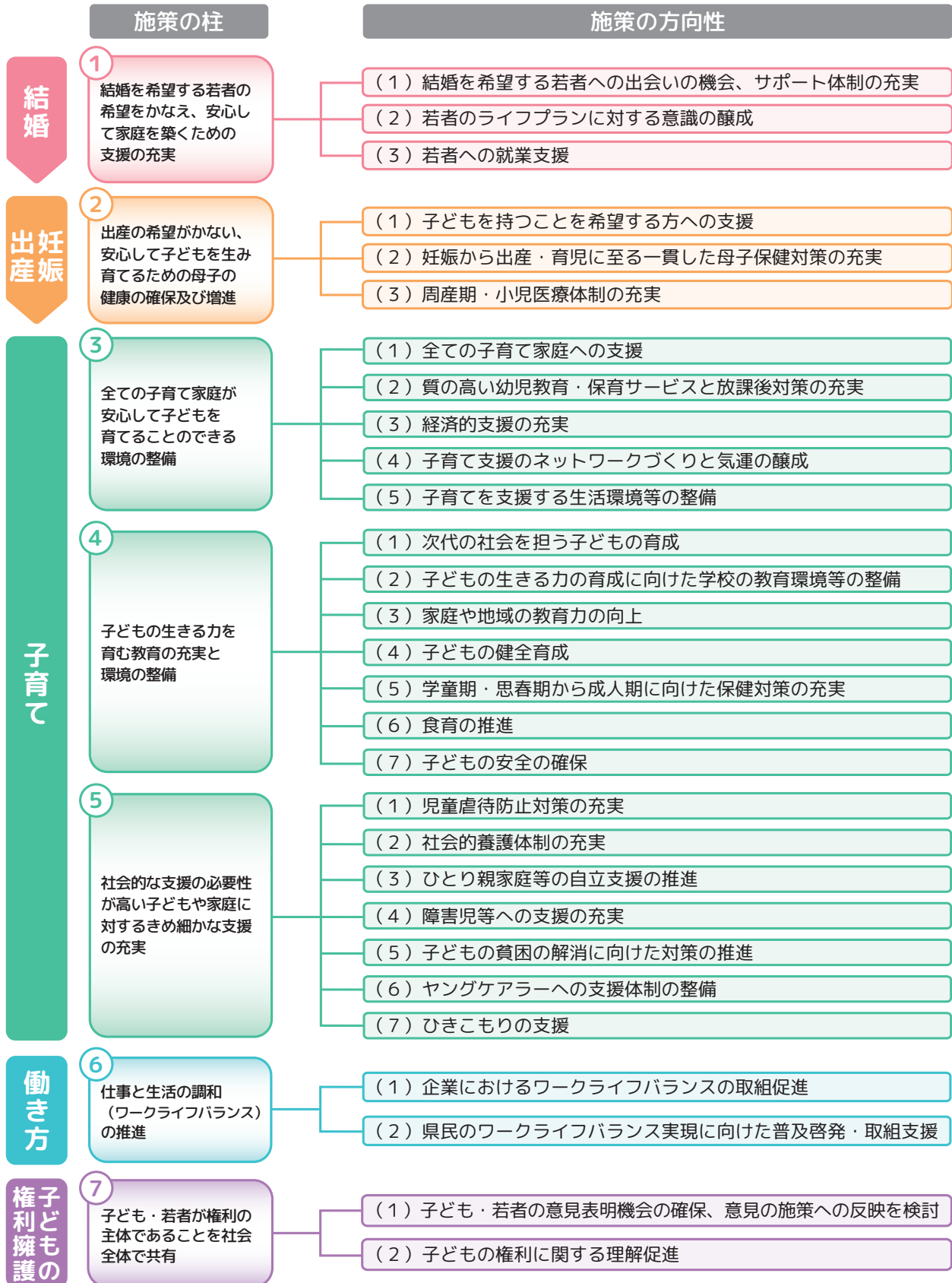
その際、地域や社会が保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、子育てに対する不安や孤立感を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援するという視点も大切にします。

また、結婚、妊娠、子ども・子育てを大切にするという意識を社会全体で共有しながら、社会全体で取組を進めます。





4 施策体系



上記に加え、令和6年能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧・復興に向け、創造的復興プラン等に掲げられた主な子ども関連施策を着実に実行